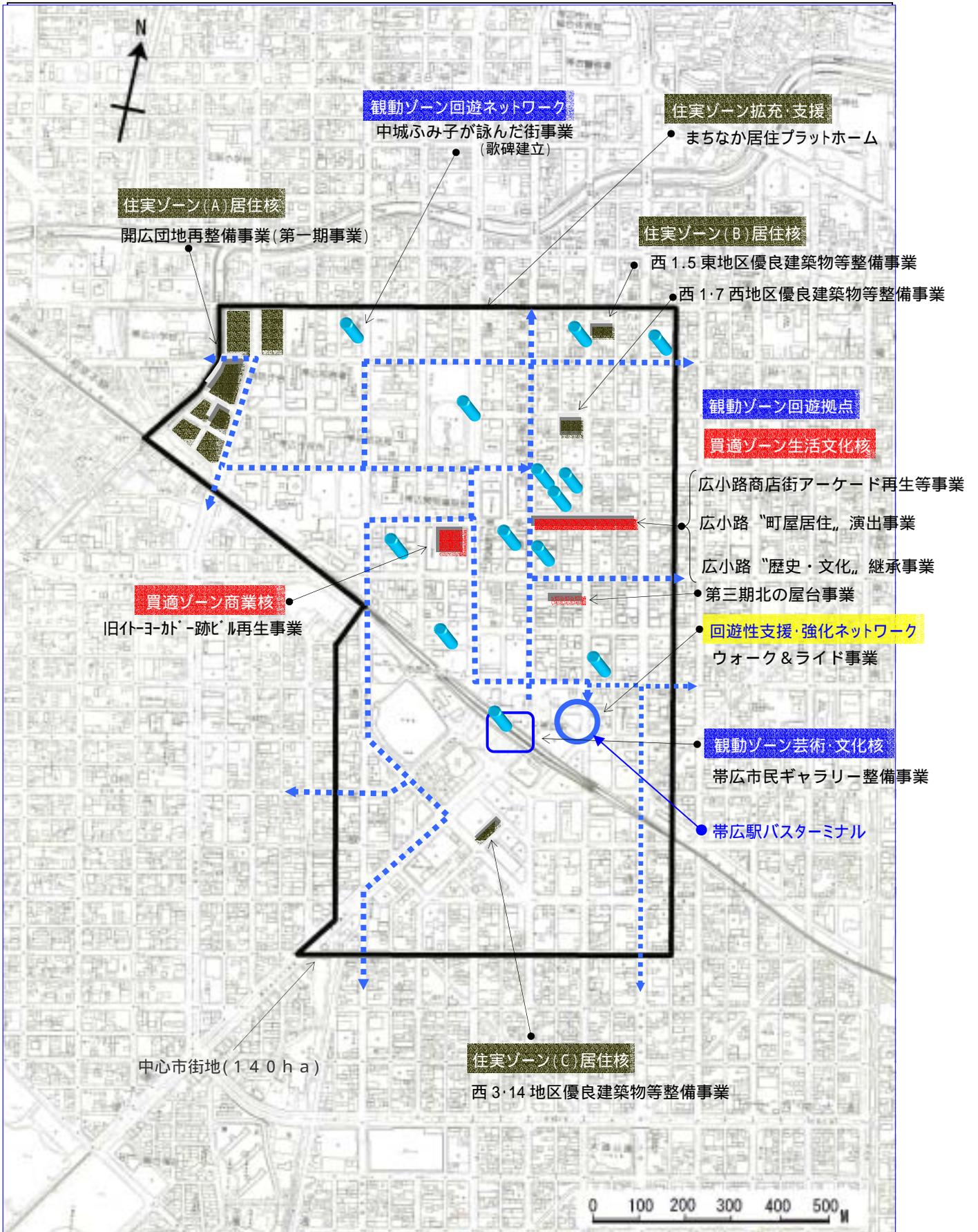


4 から 8 までに掲げる事業及び措置の実施箇所



9.4 から 8 までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

[1] 市町村の推進体制の整備等	
<p>本市においては、平成 9 年 4 月 1 日に、都心部活性化推進本部を設置し、全庁を挙げた中心市街地の活性化に取り組んでいる。さらに、本市における最高意志決定の場である全体庁議においても常に主要議題として取り上げることにより、明確な方針を堅持することとする。</p> <p>また、平成 19 年度からは、商業振興と都市基盤整備の 2 課を統合することにより、改正中活法の趣旨を踏まえた、庁内体制が確立する。</p> <p>参考資料：帯広市都心部活性化推進本部規程、帯広市庁議規則</p> <p>中心市街地活性化基本計画の策定に向けた経過</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 18 年 11 月 20 日 帯広市都心部活性化推進本部幹事会（第 1 回） ・平成 19 年 1 月 10 日 全体庁議 ・平成 19 年 1 月 16 日 帯広市都心部活性化推進本部幹事会（第 2 回） ・平成 19 年 2 月 9 日 全体庁議 ・平成 19 年 2 月 15 日 帯広市都心部活性化推進本部幹事会（第 3 回） ・平成 19 年 2 月 20 日～3 月 19 日 パブリックコメントの実施 「中心市街地活性化基本計画（素案）について」 ・平成 19 年 7 月 27 日 帯広市都心部活性化推進本部幹事会（第 4 回） ・平成 19 年 7 月 27 日 帯広市都心部活性化推進本部会議 	
[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項	
<p>帯広商工会議所が中心となって、平成 18 年 12 月「中心市街地活性化協議会設立準備会」を発足し、法定協議会の設立に向けて、協議会準備会委員等の協議を開始した。</p> <p>平成 19 年 1 月より「中心市街地活性化協議会準備会」において、具体的事業等の協議を行っている。</p> <p>帯広市中心市街地活性化協議会設立準備会の開催経過</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 18 年 12 月 6 日 帯広市中心市街地活性化協議会設立準備会（第 1 回） ・平成 19 年 1 月 19 日 帯広市中心市街地活性化協議会設立準備会（第 2 回） <p>帯広市中心市街地活性化協議会準備会の開催経過</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 19 年 1 月 26 日 帯広市中心市街地活性化協議会準備会（第 1 回） ・平成 19 年 2 月 2 日 帯広市中心市街地活性化協議会準備会（第 2 回） ・平成 19 年 2 月 8 日 帯広市中心市街地活性化協議会準備会（第 3 回） ・平成 19 年 2 月 21 日 帯広市中心市街地活性化協議会準備会（第 4 回） 	

協議会の設立

- ・法第15条第1項第1号「イ」特定非営利活動法人「十勝まちづくり住の会」
- ・法第15条第1項第2号「イ」帯広商工会議所により組織する。

なお、特定非営利活動法人「十勝まちづくり住の会」については、法第52条に規定する業務を定款に追加し、変更認可を受けたことから、法第51条の規定にもとづき中心市街地整備推進機構として指定（平成19年4月20日）した。

帯広市中心市街地活性化協議会の開催経過

- ・第1回 平成19年5月25日 中心市街地活性化協議会の設立について
- ・第2回 平成19年7月27日 中心市街地活性化基本計画案について
平成19年7月30日 中心市街地活性化基本計画案に対する意見書の提出

平成19年7月30日

帯広市長 砂川 敏文 様

帯広市中心市街地活性化協議会
会長 千 枝 克 孝

帯広市中心市街地活性化基本計画案に対する意見書

平成19年7月27日付帯商業第159号により諮問のありました、帯広市中心市街地活性化基本計画案に対し、中心市街地の活性化に関する法律第15条第9項の規定に基づき意見書を提出します。

記

1. 意見

帯広市中心市街地活性化基本計画（案）は、帯広市の中心市街地を活性化させる計画として概ね妥当なものである。

2. 付帯意見

当基本計画は、平成24年3月までに実現可能な事業が記載され、活性化達成のための数値目標も設定されていることから、この計画が実施されることにより中心市街地活性化が更に進むものと考えられるが、より実効性を高めるため、また平成24年以降の取り組みを見据え、次の意見を申し添えます。

当基本計画を進める上で、新たに実現可能な事業が具体化した際には、基本計画への追加を行うなどの対応を図られたい。

事業実施に際しては、行政、事業者、関係者等が一体となり推進されるよう体制の構築を図られたい。

当基本計画は、実施計画的な性格のものであるが、これからの長期的な街づくりの中で、今後策定する第6期総合計画や、平成24年度以降の新たな中心市街地活性化計画も含め、帯広市長の公約でもあるコンパクトシティや日本の食糧基地である十勝の中心市街地、更には民間主導の街づくり等の理念の下に、中心市街地活性化に対する取り組みを進められたい。

[3] 基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進

(1) 客観的現状分析、ニーズ分析に基づく事業及び措置の集中実施

1) 旧中心市街地活性化法に基づく計画実施等、過去の取組の評価

本市では、平成 10 年度に施行された「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律」に基づき、平成 12 年度に「帯広市中心市街地活性化基本計画」を策定し、「人と人とのふれあいを生み出す界隈性の醸成」、「都市機能の更なる集約多様な市民が住みよさを実感する都心居住の推進」、「市街地の整備改善と商業等の活性化に関する事業の集中的、効果的实施」を目標として取り組みを進めた。

目標は「駅周辺核ゾーン」、「界隈性づくりゾーン」、「公共公益ゾーン」、「駅南商業・業務、交流、居住ゾーン」にゾーニングし、計画に記載した合計 33 事業によって、活性化の取組を進めてきている。

事業の実施状況は、一部完了・実施中のものを含んで事業が 28 となっており、全体の実施率は、84.8%となっている。

基本計画の策定に併せて、帯広商工会議所では「帯広タウン・マネジメント基本構想」を策定し、行政と経済界が密接な連携を図りながら中心市街地の活性化に取り組み、「北の屋台」、「チャレンジショップ」などの事業を実施してきている。

帯広市中心市街地活性化基本計画（旧計画）事業の進捗状況（平成 18 年度末）

	事業数	実施数（一部実施）	実施率
市街地の整備改善事業	14	12	85.7%
商業の活性化事業	16	14	87.5%
市街地の一体的推進事業	3	2	66.7%
合 計	33	28	84.8%

2) 市民ニーズの分析（基本計画の策定に向けて実施した市民意向調査結果）

本基本計画の目標設定に向けて、市民 3 千人を対象とした市民意向調査「中心市街地活性化についての意向調査」を実施し、「まちの中の印象」、「まちに行く目的・動機」や「街なか居住」、「まちの将来像」などについて回答を得ている。

「中心市街地活性化についての意向調査（実施概要）」

実施期間 平成 19 年 1 月 18 日～ 31 日

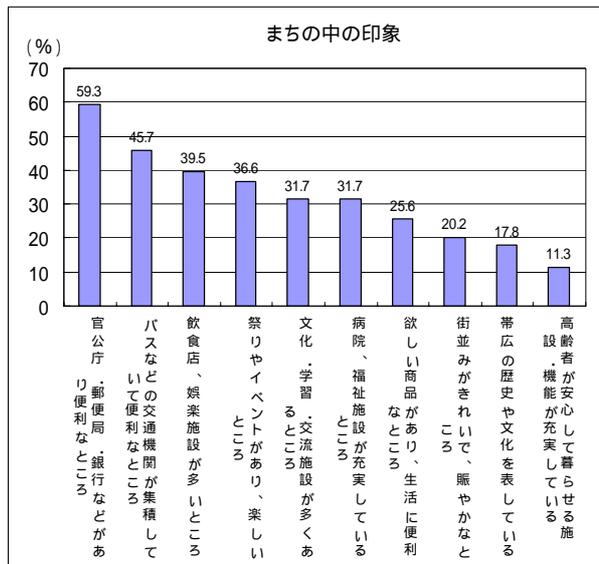
調査対象者 無作為抽出による 20 歳以上の市民 3 千人

調査手法 郵送による配布・回収

回答人数 1,352 人（回収率 45.1%）

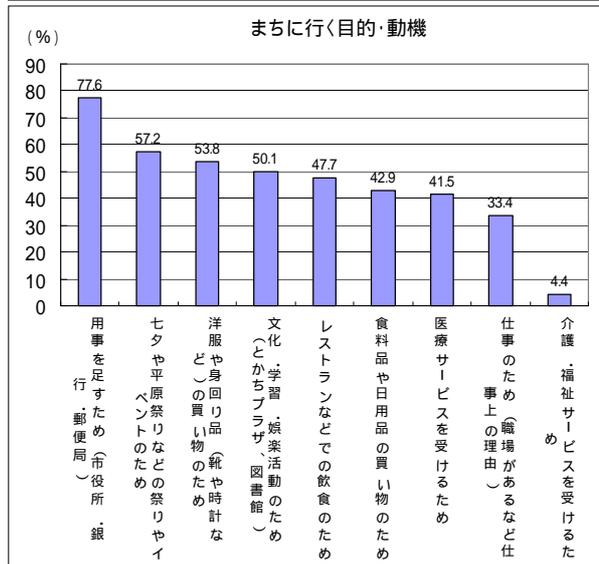
まちの中の印象

まちの中の印象としては、「官公庁・郵便局・銀行などがあり便利」(59.3%)、「バスなどの交通機関が集積していて便利のところ」(45.7%)、「飲食店、娯楽施設が多いところ」(39.5%)の順となっており、「高齢者が安心して暮らせる施設・機能が充実している」(11.3%)、「帯広の歴史や文化を表しているところ」(17.8%)の印象は下位となっている。



まちに行く目的・動機

まちに行く目的・動機としては、「用を足すため(市役所・銀行・郵便局)」(77.6%)、「七夕や平原まつりなど祭りやイベントのため」(57.2%)、「洋服や身回り品の買物のため」(53.8%)の順となっており、「介護・福祉サービスを受けるため」(4.4%)は最下位となっている。



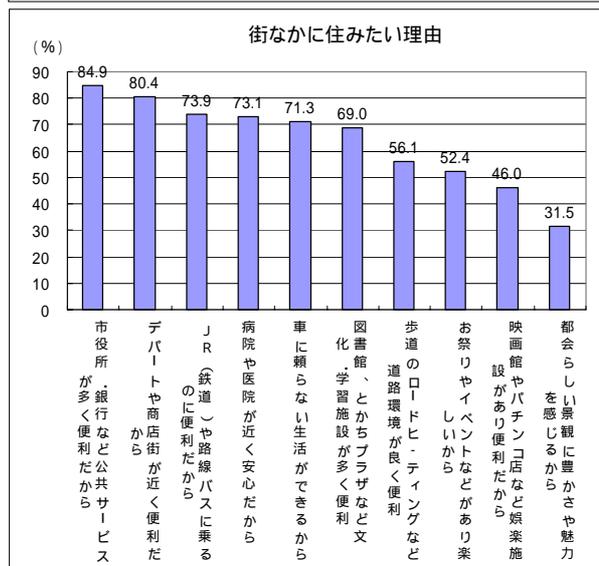
まちの中に住みたい理由

街なか居住について、「街なかに住んでみたいと思いますか」との問いに、27.8%の市民が「はい」と答えている。

まちの中に住みたい理由として最も多かったのは、「市役所・銀行など公共サービスが多く便利だから」(84.9%)で、「デパートや商店街が近く便利だから」(80.4%)、「JR(鉄道)や路線バスに乗るのに便利だから」(73.9%)の順である。

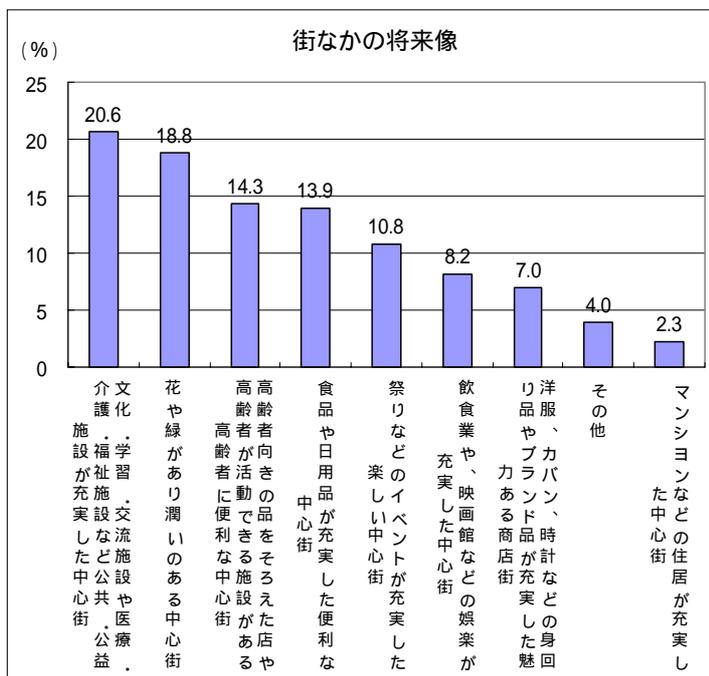
「都会らしい景観に豊かさや魅力を感じるから」(31.5%)、「映画館やパチンコ店など娯楽施設があり便利」(46.0%)、「お祭りやイベントなどがあり楽しいから」(52.4%)は、下位となっている。

都心に住む理由として、イメージや一時的な楽しさよりも、実利的な理由が選択された結果となっている。



中心市街地の将来像

「まちの中は、将来どのようになれば良いか」との問いで、最も多く選択されたのは、「文化・学習・交流施設や医療・介護・福祉施設など公共・公益施設が充実した中心街」(20.6%)、次いで「花や緑があり潤いのある中心街」(18.8%)、「高齢者向きの品を揃えた店や高齢者が活動できる施設がある高齢者に便利な中心街」(14.3%)、「食品や日用品が充実した便利な中心街」(13.9%)と続いている。



街なか居住の意思

街なか居住の意思を年齢別に見ると、20歳代 27.1%、30歳代 23.9%、40歳代 22.9%、50～64歳 29.4%、65歳以上 31.5%となっており、高齢者のニーズが比較的高いものの若年層のニーズもあることから、これからの中心市街地には、高齢者のもとより幅広い世代が暮らすバランスのとれた街づくりが必要であり、居住ニーズに合わせた受け皿づくりが求められている。

世帯別では、単身世帯 29.7%、夫婦だけの世帯 27.7%、その他の世帯 23.1%となっており、単身世帯で街なか居住肯定派が多い。

住区別に見た街なか居住の意思は、「街なか居住者」の街なか居住肯定派は 87.2%と高く、街なか居住を継続したいとの意思が伺える。また、東地区でも 39.7%と、「街なか居住者」の次に街なか居住肯定派が多くなっている。

街なかへの居住意思
(年齢別)

20歳代	27.1%
30歳代	23.9%
40歳代	22.9%
50～64歳	29.4%
65歳以上	31.5%

街なかへの居住意思
(世帯別)

単身世帯	29.7%
夫婦だけの世帯	23.9%
その他の世帯	22.9%

街なかへの居住意思
(住区別)

街なか	87.2%
東地区	39.7%
北地区	25.6%
西地区	25.7%
西帯地区	24.5%
鉄南地区	23.5%
南地区	23.0%
農村地区	15.5%

3) 統計的データの客観的把握・分析

人口の推移・今後の推計

帯広市の人口は、戦後の高度成長期、安定成長期とこれまで一貫して増加傾向にありましたが、伸び率は徐々に鈍化しており、平成12年の173,030人をピークに、平成17年の国勢調査で、初めて減少しました。

今後の人口推計では、平成22年以降、毎年減少が続き、平成42年には、昭和55年の人口を下回り151,182人まで減少する推計されています。

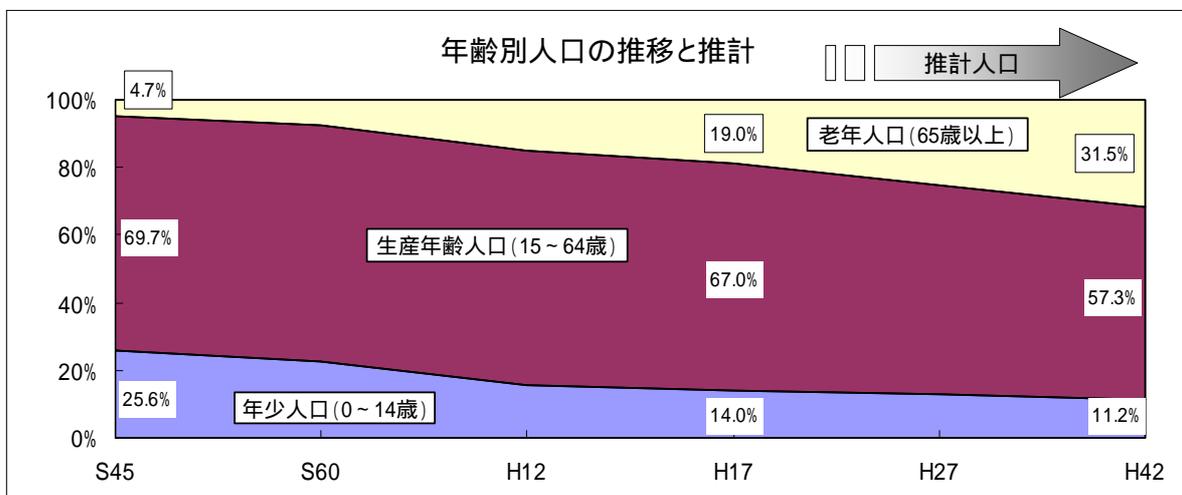


(資料：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所)

少子高齢化の現状・今後の推計

帯広市の年齢3区分別の推移をみると、「年少人口」は一貫して低下、「生産年齢人口」はほぼ横ばい、「老年人口」は一貫して上昇しており、少子高齢化が進んでいる。

今後の推計では、総人口の減少に加えて、少子高齢化が更に進み、平成42年には、少子化率11.2%、高齢化率31.5%と推計されており、これまでほぼ横ばいであった「生産年齢人口」も減少し57.3%まで低下すると推計されている。



(資料：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所)

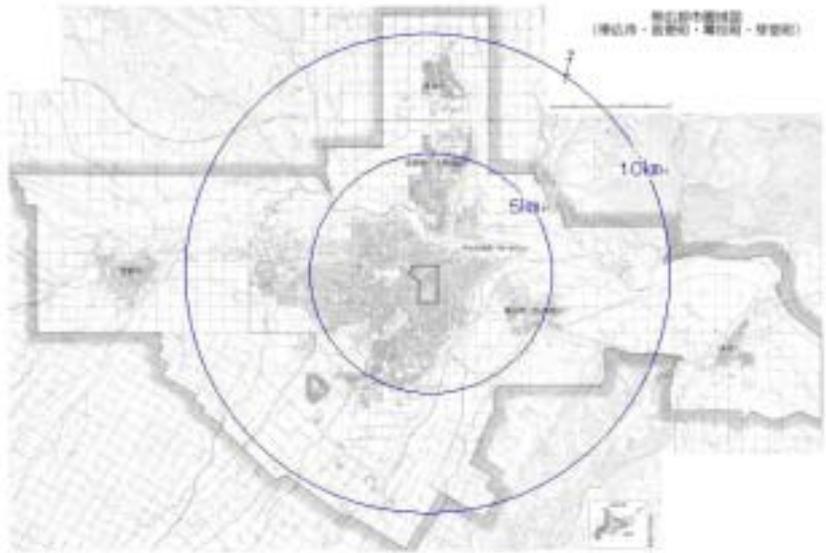
帯広都市圏の概要

位置

帯広都市圏は、中心市街地から半径約15キロメートルの範囲内に位置する。

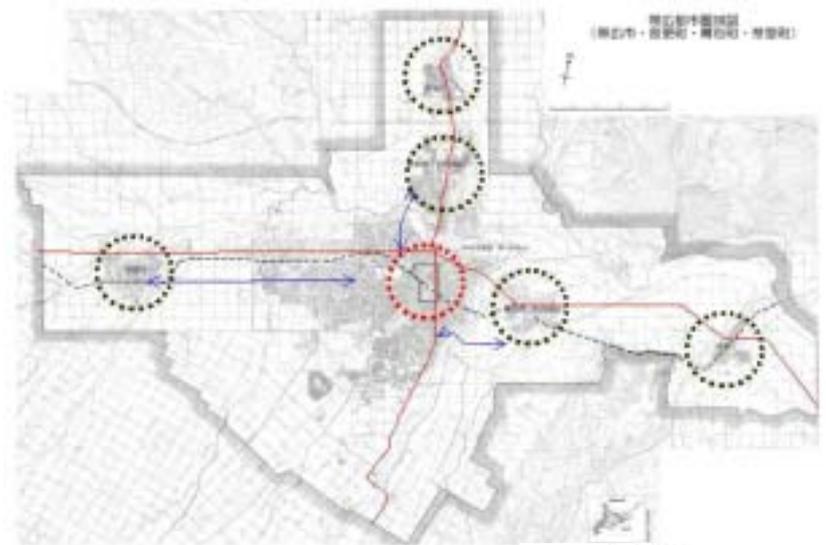
特に、音更町の木野地区、幕別町の札内地区は約5キロ圏内である。

従って、中心市街地を論じるにあたり、行政単位による見方より圏域としての捉え方が必要と考える。



交通アクセス

帯広都市圏と中心市街地とのアクセスは、JR根室本線と国道38号線及国道241号線並びに道道芽室東4条帯広線、道道帯広新得線及び道道幕別帯広芽室線で結ばれており、これらの幹線道路網により帯広都市圏環状線を形成している。



凡例

----- JR根室本線

—— 国道

↔ 道道

人口動態

平成12年の国勢調査における帯広都市圏の昼間人口と夜間人口の差は、1,131人と小さく、昼夜間人口比率99.6であることから、従業・通学者数の移動はほぼ都市圏内で行われているものと考えられる。

帯広都市圏で、昼夜間人口比率が100を超えているのは、帯広市と芽室町である。

帯広圏の昼間人口・常住人口（夜間人口）

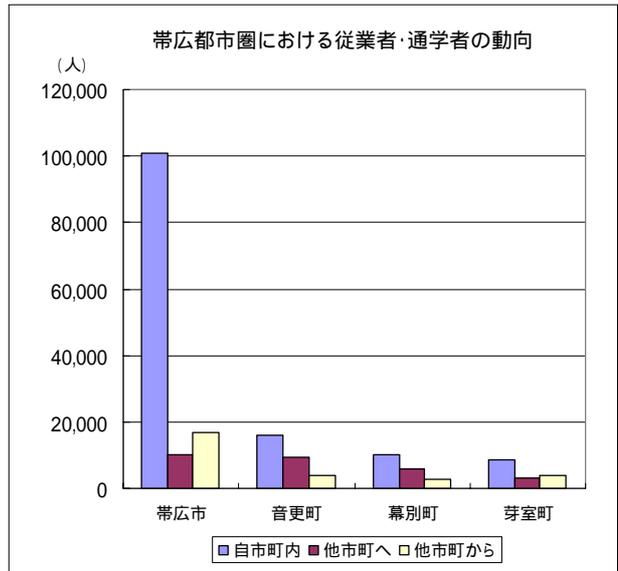
	昼間人口	常住人口	昼夜間比率
帯広市	179,801	172,870	104.0
音更町	33,459	39,142	85.5
芽室町	18,357	17,586	104.4
幕別町	21,103	24,253	87.0
計(圏)	252,720	253,851	99.6

都市圏の全従業・通学者数は164千人で、このうち28千人が圏域内を移動している。従って、帯広都市圏は10%通勤通学圏として捉えることができる。

なお、この10%通勤通学圏については、都市圏としてのひとつの捉え方である。

(注)10%通勤通学圏

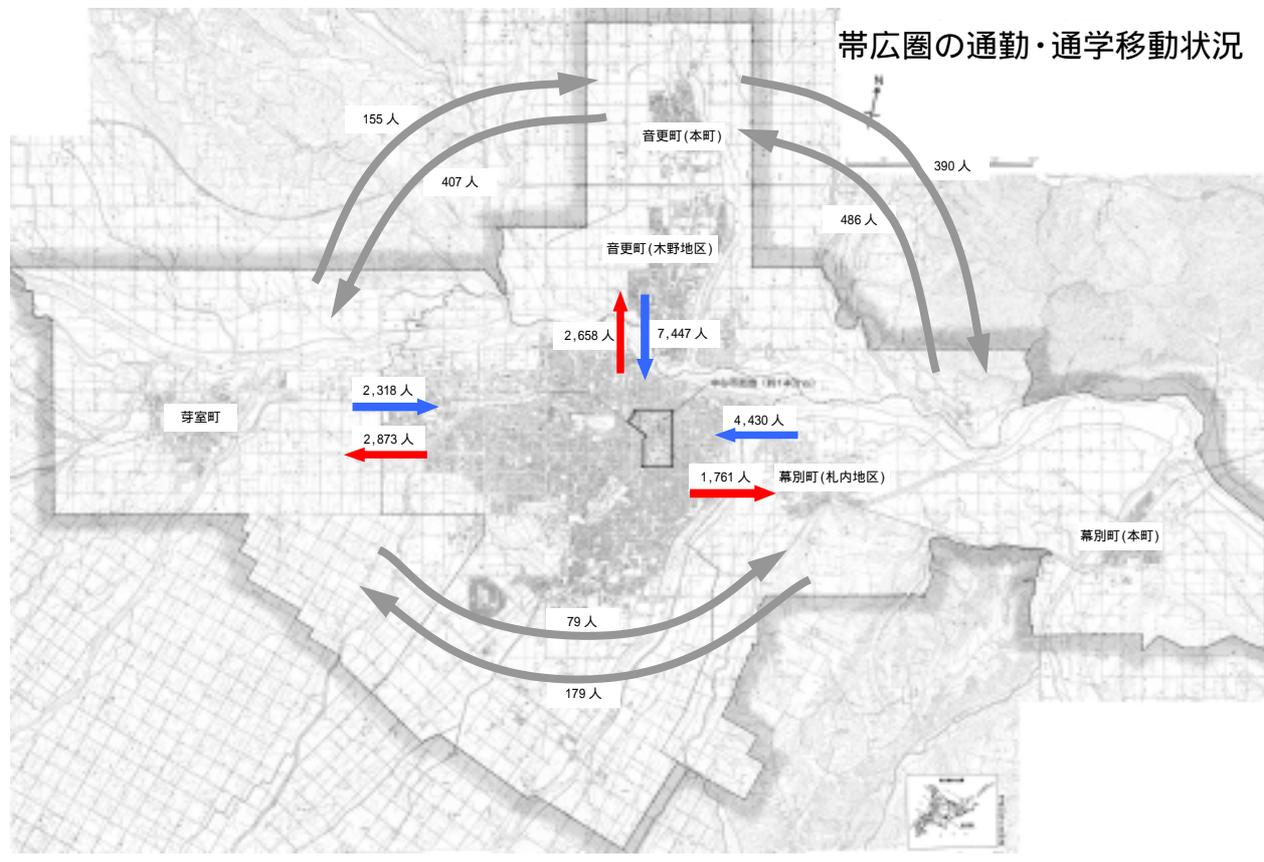
民間の定義で、毎日の決まった人の移動に注目した都市圏。周辺市町村の定義は、通勤・通学者数の割合が10%以上としている



(資料：国勢調査)

帯広圏3町(音更町、芽室町、幕別町)から帯広市への通勤・通学者が各町に常住する通勤・通学者に占める割合が高いのは、音更町(34.5%)で、幕別町(32.4%)、芽室町(23.1%)となっている。

	常住する通勤・通学者 (A)	帯広市への通勤・通学者 (B)	帯広への通勤・通学者の割合 (B/A)
音更町	21,613	7,447	34.5%
芽室町	10,034	2,318	23.1%
幕別町	13,662	4,430	32.4%

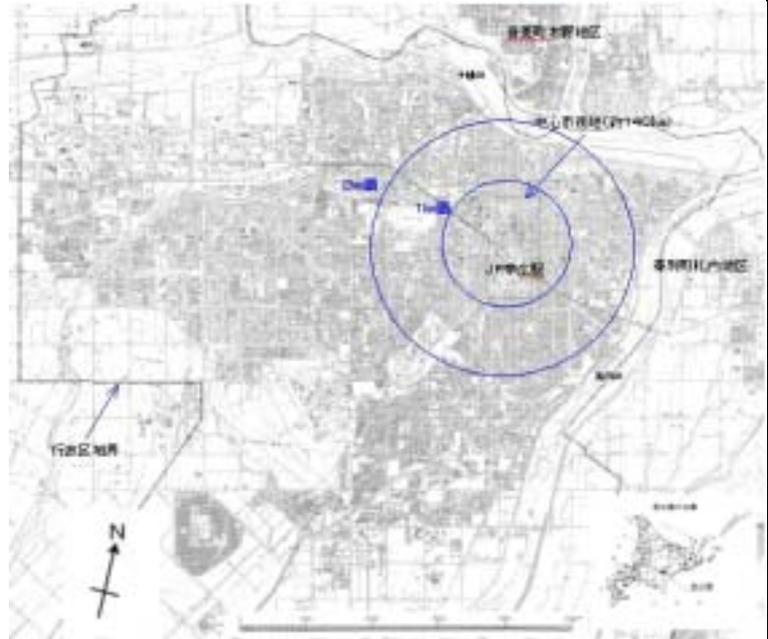


帯広市街地の概要

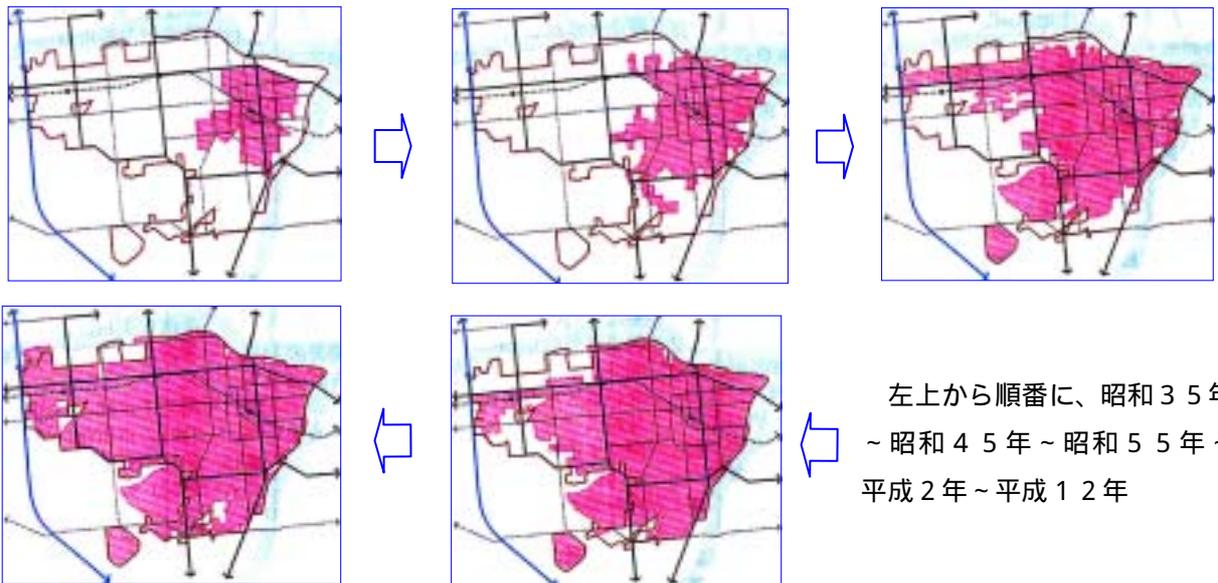
位置

本市は、JR根室本線帯広駅を中心に商業、業務、サービスなどの多様な都市機能が高度に集積し、本市はもとより、帯広都市圏、十勝圏全体に都市的サービスを提供している。

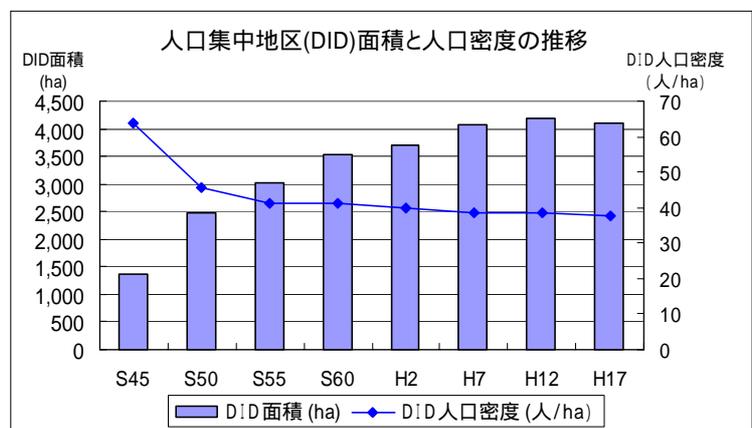
本市における都市化は、昭和30年代から始まり、明治、大正、昭和初期にかけて北海道庁が実施した拓殖区画を基本形とした上で、公共及び民間施行の土地区画整理事業により南西方向に市街地の拡大を図った。



人口集中地区の変遷

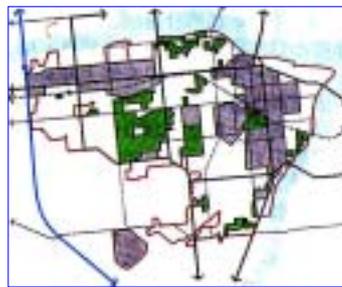
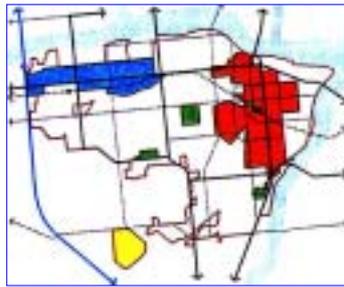


人口集中地区(DID)は、人口の増加、市街地拡大に伴い、昭和45年の1,360haから平成17年の4,092haへ約3倍に拡大、一方、人口集中地区の人口密度は、昭和45年の63.7人/haから平成17年の37.6人/haへと約4割の減少となっている。



(資料：国勢調査)

市街地拡大の変遷



左上から順番に、昭和44
年以前 / 昭和45年～昭和5
4年 / 昭和55年～平成元年
/ 平成2年～平成14年

- 土地区画整理事業
- 工業団地造成
- 新住宅団地開発事業
- 拓殖区画

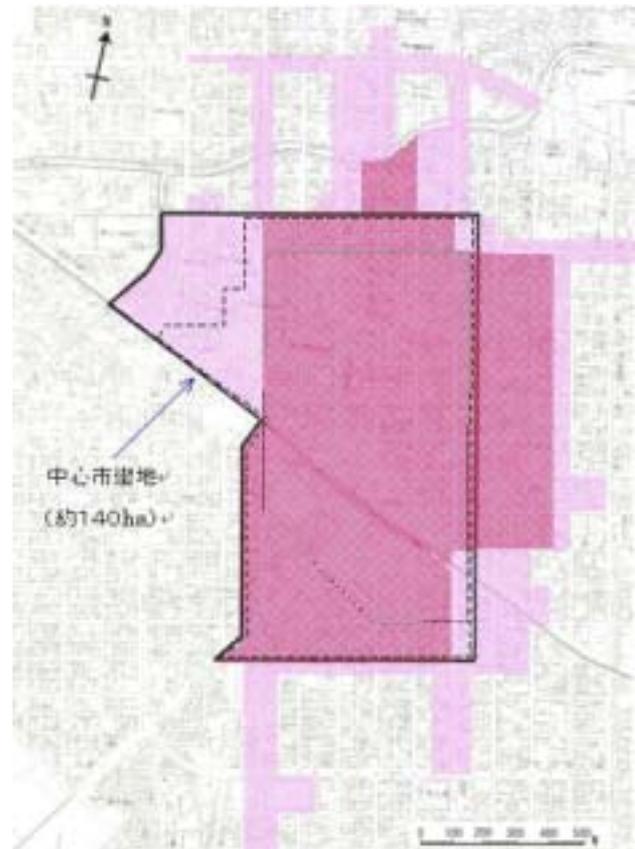
中心市街地の概要

本市の中心市街地には、都市計画法に基づく地域地区として唯一の商業地域約144haの約7割が包含されている。

また、駐車場整備地区約127ha、地区計画として帯広都心部地区地区計画約76ha、地区更新再開発制度に基づく帯広都心地区約70haの約5割が包含されているほか、地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律に基づく拠点地区として本基本計画区域140haが都心部業務拠点地区とされているなど、中心市街地の機能向上を図るために様々な区域設定がなされている。

凡例

- 商業地域
- 近隣商業地域
- 駐車場整備地区
- 都心部地区地区計画



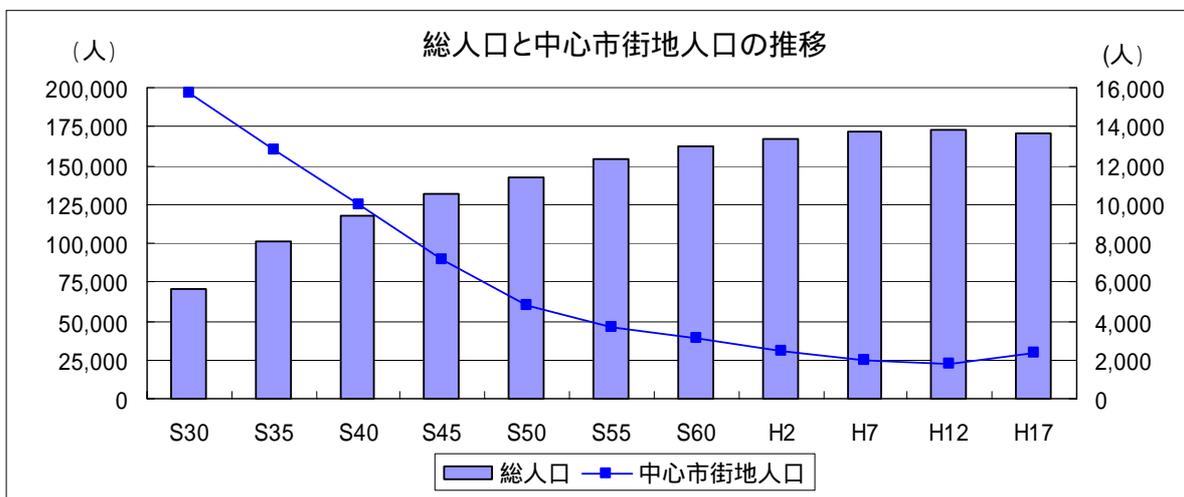
中心市街地の人口減少

帯広市の人口は、これまで一貫して増加を続けて来ましたが、近年増加率は減少し、平成12年をピークに減少となっている。

それに対して、中心市街地の人口は、昭和30年の15,719人から平成12年には1,801人まで減少し、総人口に占める割合も、昭和30年22.4%から平成12年1.0%まで減少しているが、中心市街地での分譲・賃貸マンションの建設や借上市営住宅の建設などにより、平成17年には2,317人で1.4%となり、中心市街地での街なか居住が見直されてきている。

帯広市の総人口と中心市街地の人口推移

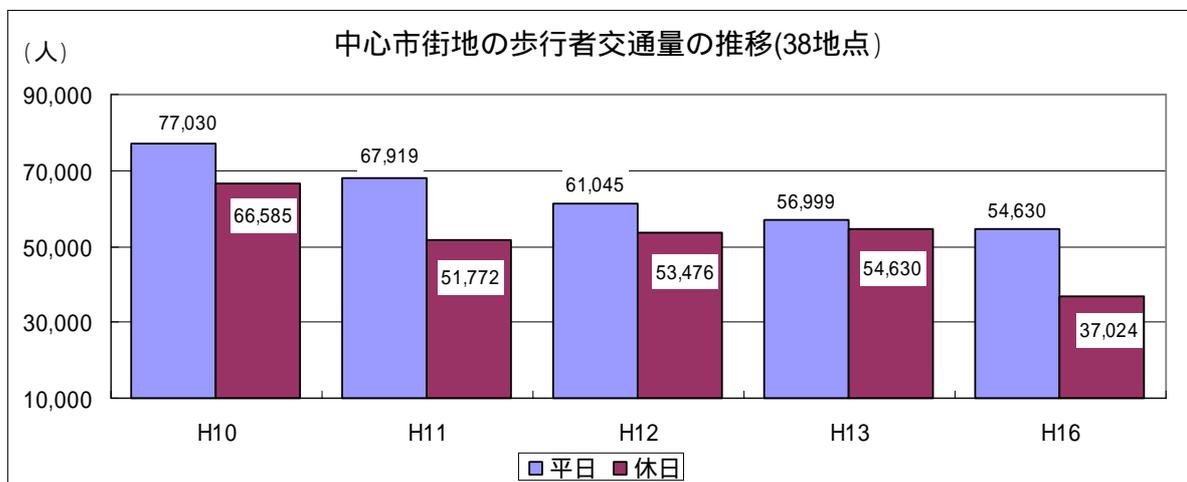
	総人口 (人)	中心市街地 人口(人)	中心市街地人口 の占める割合
S30	70,027	15,719	22.4%
S35	100,915	12,761	12.6%
S40	117,253	9,972	8.5%
S45	131,568	7,141	5.4%
S50	141,773	4,821	3.4%
S55	153,861	3,712	2.4%
S60	162,932	3,141	1.9%
H2	167,384	2,482	1.5%
H7	171,715	2,017	1.2%
H12	173,030	1,801	1.0%
H17	170,586	2,317	1.4%



(資料：国勢調査)

中心市街地の歩行者通行量(38地点)の減少

中心市街地の歩行者通行量は、平日・休日とも減少が続いている。平成13年までは、毎年調査を実施していたが、平成13年以降は3年ごとの調査となっている。



(資料：歩行者交通量調査)

平成 10 年から平成 16 年までの共通調査地点（38 地点）の比較においても、減少傾向が続き、休日の交通量が平日より少ない傾向も続いている。

歩行者通行量調査は、毎回 6 月下旬から 7 月上旬に平日（金曜日）と休日（日曜日）の 9 時から 20 時を対象に実施している。



平成 16 年調査後の平成 17 年・18 年には、調査地点を 12 地点に絞り、TMO 事業として簡易調査を実施している。

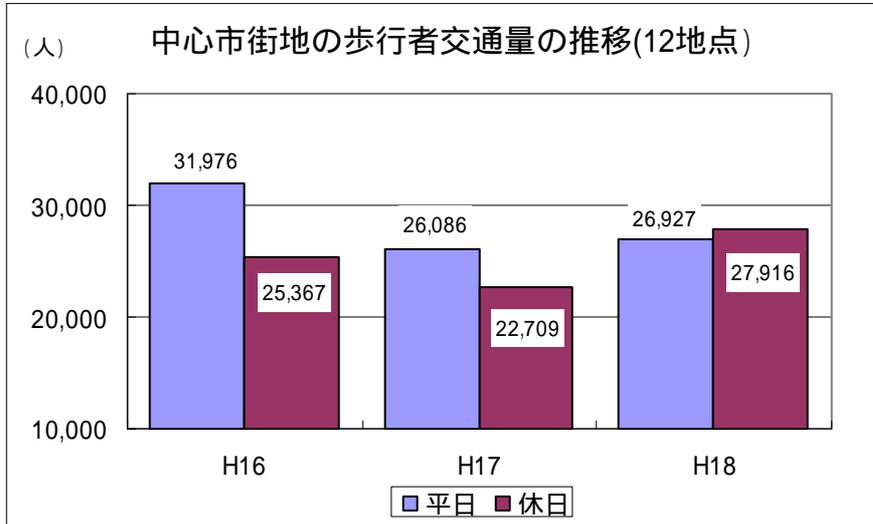
歩行者通行量調査は、毎回 6 月下旬から 7 月上旬に平日（金曜日）と休日（日曜日）の 9 時から 20 時を対象に実施している。

平成 18 年度調査時、休日に「帯広まちなか歩行者天国」開催。



平成 16 年から平成 18 年までの共通調査地点（12 地点）の比較では、平成 18 年の休日の交通量が平日を上回っている。

これは、平成 18 年 6 月から 9 月にかけて、毎週日曜日に、商店街や市民団体・ボランティアなどが手作りで開催した“帯広まちなか歩行者天国”によるものである。



(資料：歩行者交通量調査)

道内主要都市の小売業比較

道内主要都市における小売業の年間販売額を比較してみると、帯広市の人口 1 人当り年間販売額は、平成 14 年で 160 万円と道内主要都市のトップとなっている。また、吸引力係数も 1.366 とトップを維持している。

吸引力係数：当該都市の対全道小売販売額シェア ÷ 対全道人口シェア

帯広市史によると、昭和 49 年の 1 人当り年間販売額は 63 万円で全国 5 位、昭和 54 年は 120 万円で全国 2 位となったとあり、大手スーパー勢を招いたのであったとの記載がある。

人口 1 人当り年間販売額と吸引力係数 (万円)

	S60	S63	H3	H6	H9	H14	順位	吸引力係数
帯広市	143	141	167	176	159	160		1.366
北見市	114	124	141	152	158	140		1.197
函館市	106	113	139	136	145	125		1.071
札幌市	102	114	138	135	139	123		1.054
苫小牧市	103	106	136	132	148	122		1.041
旭川市	98	104	132	136	140	121		1.036
小樽市	83	87	109	111	119	117		0.996
釧路市	108	116	142	142	134	110		0.938
室蘭市	97	97	121	130	131	107		0.917
全道	98	103	123	126	131	117		

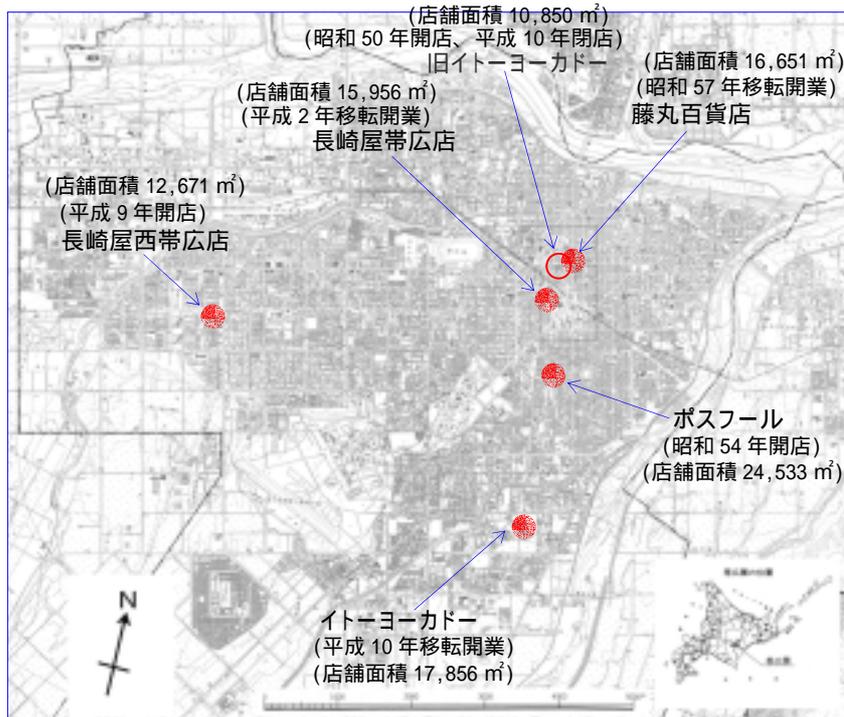
(資料：商業統計調査)

大型商業施設の立地状況

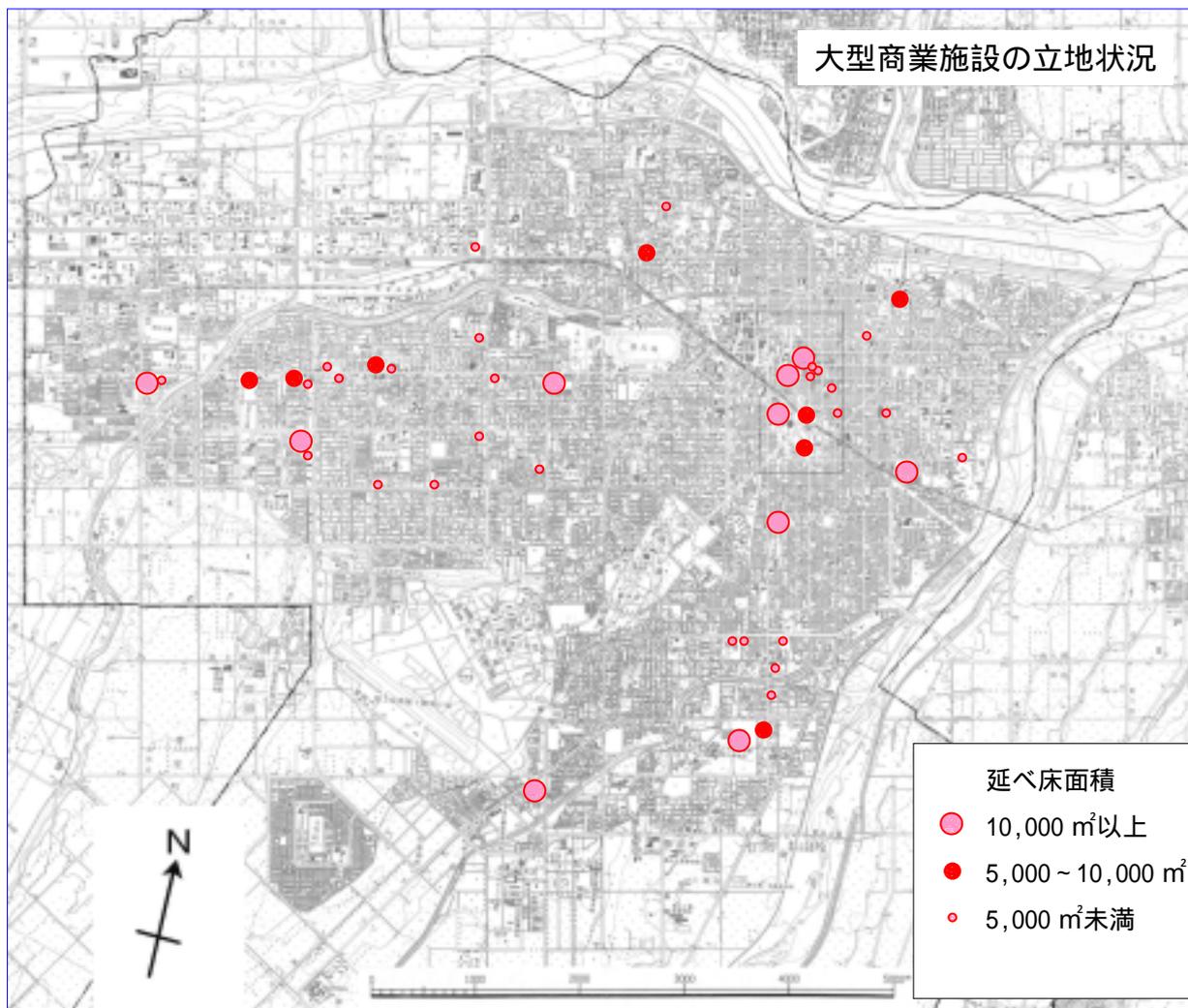
市内の大型商業施設は、中心市街地に位置する「藤丸百貨店」を含めて大型店5店が立地している。

近年は、郊外の幹線道路沿いへの立地が進んでいる。

市内における店舗面積1,000㎡を超える大型店(45店舗)の立地状況は、下図のとおりです。



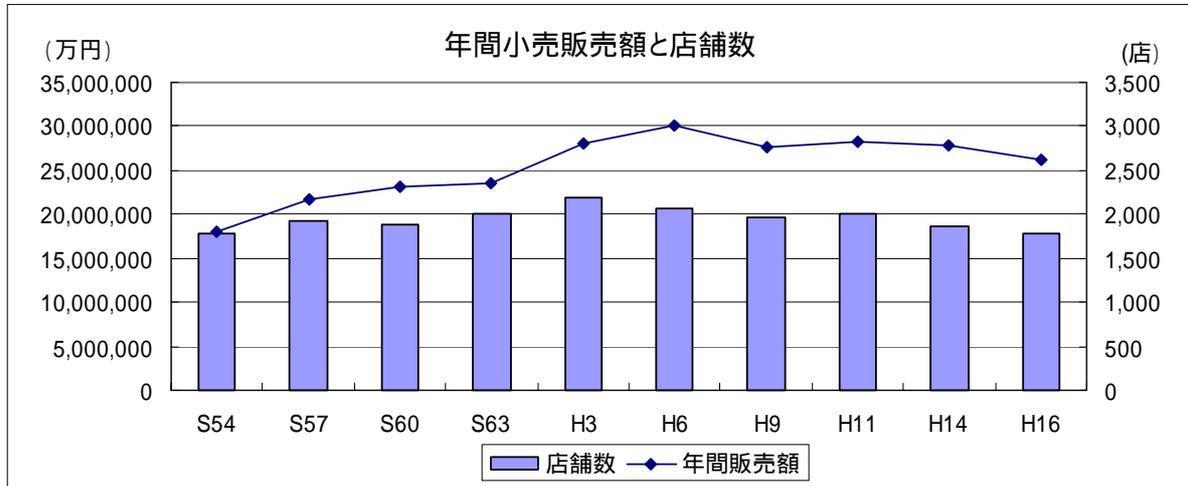
帯広市街地と大型5店の位置



年間小売販売額と店舗数

帯広市内における年間の小売販売額は、平成 6 年をピークとして減少傾向にある。

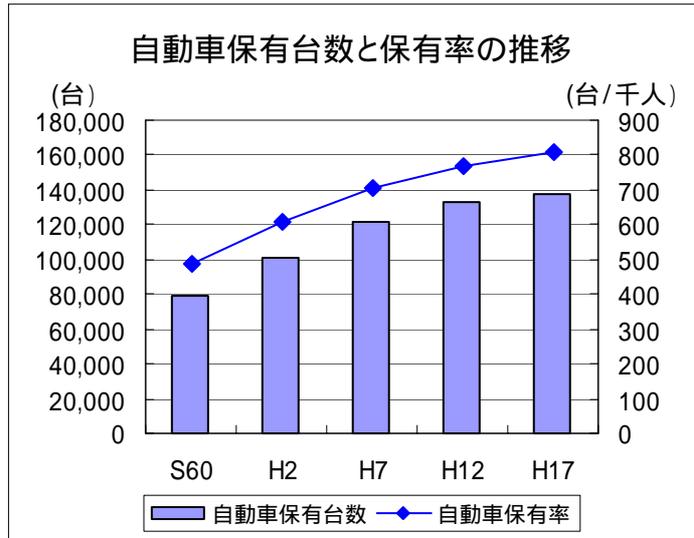
市内の店舗数は、平成 3 年をピークに減少を続けている。これは、地域に根ざして経営を続けていた個人経営の店舗が、スーパーの新たな進出やコンビニ出店の影響を受けて廃業に至ったものと考えられる。



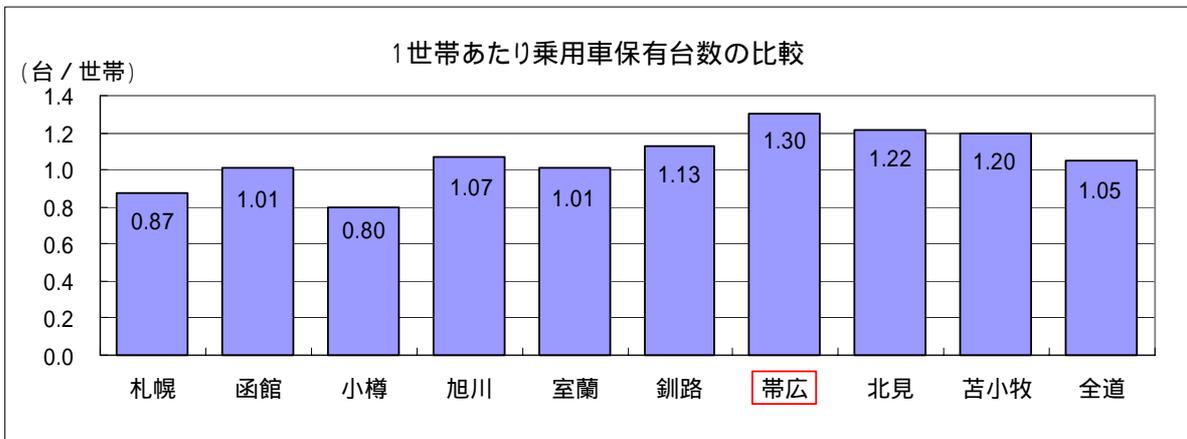
自動車保有台数と保有率

帯広市の自動車保有台数は年々増加している。平成 17 年度は、137,952 台となっており、自動車保有率(千人当り)は 809 台となっている。

道内各市の世帯あたりの乗用車保有台数を比較すると、帯広市が 1.30 台/世帯と高くなっている。



(資料：帯広陸運支局)

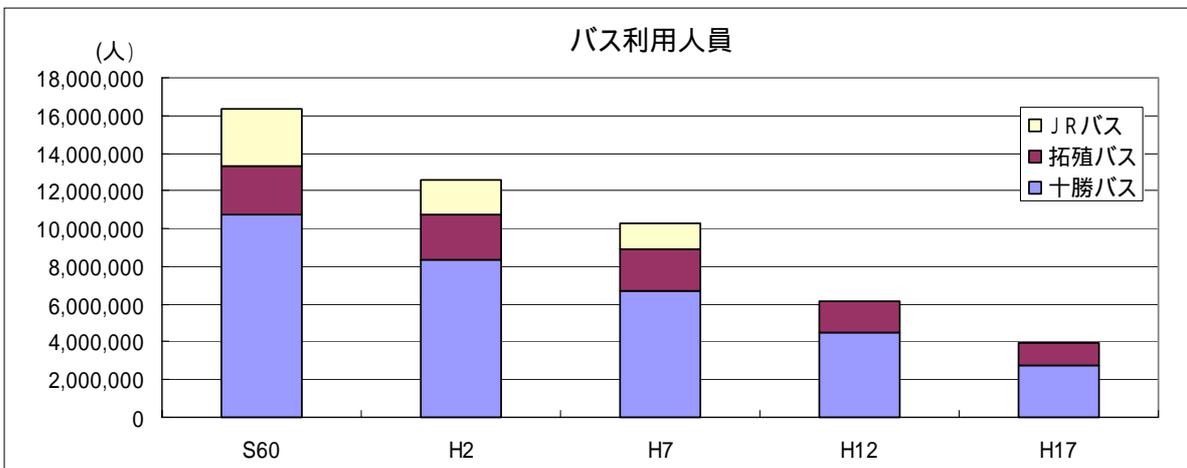


(資料：北海道運輸局)

バス利用人員

バス利用人員は、毎年減少しており、昭和 60 年には 1,632 万人であったが、平成 17 年には、394 万人と 4 分の 1 以下に減少している。

平成 11 年には、JR 北海道の十勝管内の路線バスが廃止されている。



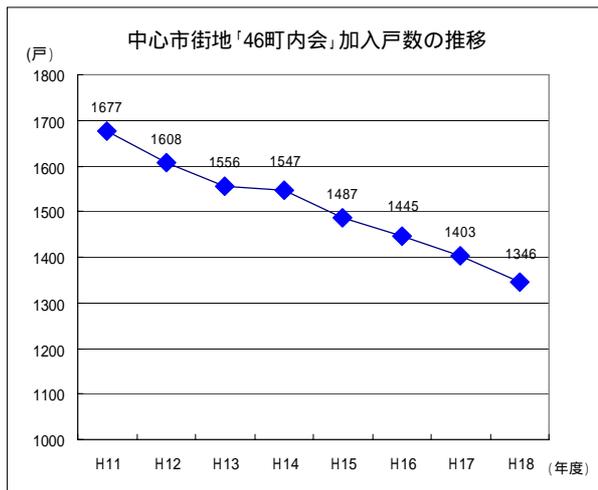
(資料：帯広市統計書)

中心市街地の町内会

中心市街地内には、46の町内会が組織されているが、町内会加入戸数は年々減少を続けている。

町内会加入率の低下は、全市的な傾向となっており、町内会を単位とする地域コミュニティの再生は、まちづくりの大きな課題となっている。

「帯広市まちづくり基本条例」においても、互いに助け合い安心して心豊かに暮らすことのできる地域社会の実現のため、コミュニティは、重要な役割を担うものとされている。



(資料：帯広市)



(2) 様々な主体の巻き込み及び各種事業等との連携・調整等

中心市街地の活性化にあたっては、帯広商工会議所や市内中心商店街だけでなく、多くの市民参加のもと、中心市街地はもとより市全体の活性化につながる取組が進められてきている。

様々な主体との連携としては、「北の屋台ネット委員会」、「おびひろまちづくりネットワーク」、「帯広まちなか歩行者天国実行委員会」などの中心市街地で“まちづくり”に取り組む市民団体の参画があげられる。

北の屋台ネット委員会～「空洞化していく帯広のまちを何とか元気にさせたい」という思いを持った市民の集まりで、陳情型ではなく、自分達の資金と行動力で“まちづくり”に参加しようと、「屋台」というキーワードを見つけて調査研究を開始し、「十勝型オリジナル屋台」を開発することで、「北の屋台」を実現させている。平成13年7月のオープン後も市民の声として「北の屋台」に関わる活動を続けている。

「おびひろまちづくりネットワーク」～経済・環境・福祉・教育・文化などの分野の枠を超えて、団体・市民等のゆるやかなネットワークを築くことにより、「帯広の顔である中心市街地の活性化と市全体のまちづくりに寄与する。」「自ら考え行動することによって、安心して豊かな夢のある街をつくる。」「市民や団体等が連携・協働する、ふれあいと活力のあるコミュニティをつくる。」などの実現を目指し、市民による“まちづくり”を進めるため、市民フォーラムの開催や「帯広まちなか歩行者天国」との連携・支援などの取組を進めている。

帯広まちなか歩行者天国実行委員会～「帯広まちなか歩行者天国」の開催という取組みを通して、街なかにかつての賑わいを取り戻し、中心市街地の活性化を図ることにより、「まちを訪れる人が増え、人と人との交流が盛んになること」、「まちに住む人が増えること」を目的に掲げ、最終的には、「地域コミュニティの再生」につなげることを最大の目標としている。昨年は、6月から9月までの毎週日曜日12回の開催によって、約11万人の来場者を街なかに誘導している。この取組には、商業者とともに、特に若い世代がボランティアとして中心的な活動を果たしたほか、公共性と公益性の観点から警察や道路管理者などの理解のもとに実現したものであり、街なかに賑わいを取り戻し、最終的な目標「地域コミュニティの再生」の実現に向けての取組が今年も継続して進められている。

このほかにも、街なかの清掃活動に商店街や市民ボランティアが定期的集まり活動するなど、こうした市民参加の様々な主体を巻き込んだ“まちづくり”事業の展開は、中心市街地の活性化に寄与する取組となっている。

また、商工会議所が中心となりTMO事業が継続して進められているほか、商店街連合会でも様々なソフト事業が取り組まれており、なかでも「北の屋台」や、街なかの高齢者下宿「エバーハウス菜の花」などは高く評価されている。

中心市街地の活性化にあたっては、こうした取組との連携・調整等を担い、基本計

画に基づく中心市街地活性化の実現に寄与する取組を推進するため、「帯広市中心市街地活性化協議会」の果たす役割は大きいものがある。このため、協議会準備会より中心市街地で事業を計画する事業者とともに市民の代表者を構成員に加え、「食・農業を考える小委員会」、「歴史・文化・芸術を考える小委員会」、「まちなか居住を考える小委員会」を開催し、基本計画事業の具体的な取組を展開するための意見交換をすすめており、今後、協議会によって、様々な主体を巻き込んだ事業の展開への連携・調整等が図られる。

平成19年5月には、市民参加のもと「^{あした}広小路の未来をつくる会」が設立され、中心市街地活性化と広小路商店街の活性化構想等の実現を図るため、住民との協働事業や広小路商店街事業への提言、事業への参加などの新たな取組が進められることは、商業の活性化のため、基本計画事業として展開される「広小路再生事業」による中心市街地活性化に寄与するものである。

10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項

[1] 都市機能の集積の促進の考え方

本市では、昭和49年から都市公園事業として整備を進めてきた「帯広の森」により、市街地を400ヘクタールの森林のベルトで取り囲み、人口増加の時代においても都市のスプロール化を抑制してきた。このことが、一時、地価の高騰を招き、居住者が隣接自治体へ安価な宅地を求め移り住む結果をなした。

しかし、人口減少時代を迎えた今日、帯広の森の造成に込められた理念は極めて重要であり、都市機能の集積を図るための拠り所となっている。

具体的な取り組みとしては、新図書館が場所論議の結果、平成18年3月にJR帯広駅の直近にオープンした。また、多様な市民の活動の場として「市民活動交流センター」をストック活用の事例として、平成18年10月1日に地元百貨店「藤丸」の8階に開館した。ハローワークは平成15年に中心市街地活性化エリア外からエリア内に移転しており、運動施設、高等学校、美術館及び博物館を除いた他の公共公益施設は中心市街地に集積している。

従って、今後とも、本市においては帯広の森に象徴される都市づくりの基本理念に基づき諸機能の集積を図る。



[2] 都市計画手法の活用

本市における地域地区の用途地域のなかで、準工業地域の占める割合は約 4.6%であり、物資流通業務団地や国道沿線の工住混在地域が主なものではあるが、郊外部での大型集客施設の無秩序な立地が可能であると、本計画で掲げる中心市街地活性化のための各種取組による効果が将来的に薄れることが想定されることから、準工業地域における特別用途地区等の活用により、大規模集客施設の立地を制限する。

制限の概要

- ・ 帯広市内の準工業地域 約 192 ha について、特別用途地区等を活用し、大規模集客施設の立地制限を行う。

なお、都市計画法に基づく特別用途地区等の指定及び建築基準法に基づく条例制定については、平成 19 年 11 月末施行する。

特別用途地区等の都市計画決定に関するスケジュール

平成 19 年 6 月	市都市計画審議会 北海道事前協議
7 月	案の縦覧 北海道同意協議
8 月	決定(変更)告示
10 月	条例制定
11 月	条例施行



[3] 都市機能の適正立地、既存ストックの有効活用等

J R 帯広駅を中心とする約 1 4 0 ha の中心市街地には、市役所、図書館、市民文化ホール、とかちプラザ、市民活動交流センター、消防本部、財務事務所、開発建設部、税務署、労働基準監督署、防衛施設庁、ハローワーク、帯広厚生病院、帯広第一病院が立地している。

なお、国の各出先機関は市役所近傍での合同庁舎化を検討しているが、中心市街地以外への移転計画はない。

また、中心市街地における既存ストックの活用状況では、大規模建築物（5階建以上かつ延床面積3000㎡以上、または延床面積5000㎡以上の建物とする）は61棟あり、主な商業系のビルでは2階以上がほぼ空きビル状態である。

そのなかで、ストック活用の事例としては、事務所系のビルを居住系にコンバージョンした結果、8戸の居住スペースが確保され、極めて好評な街なか居住が実現している。

平成18年10月1日にオープンした帯広市市民活動交流センター（地方自治法上の公の施設）は、地元百貨店「藤丸」の8階フロアを賃借して開設しており、既存ストックの有効活用の好事例と言えるものである。（大規模建築物データは〔資料〕参照）

本市における大規模集客施設（店舗面積1万㎡超の施設とする）の立地状況は、ふじまるビルほか6件で、周辺の音更町、幕別町、芽室町には立地の実績はない。

[4] 都市機能の集積のための事業等

J R 帯広駅周辺には、図書館、市民文化ホール、とかちプラザ（生涯学習センター、地域交流センター）が立地しており、生涯学習や各種文化活動を支える地区である。本基本計画では、J R 帯広駅地下未利用空間のストック活用による「市民ギャラリー」を核とした芸術活動の新たな拠点を設置し、既存施設との相乗効果による生涯学習・芸術文化支援機能の強化を図る。



とかちプラザ(平成7年度開館)



市民文化ホール(昭和63年度開館)



図書館(平成17年度移転開館)

11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項

[1] 基本計画に掲げる事業等の推進上の留意事項

(1) 個別事業等に関連した実践的・試行的活動の内容・結果等

帯広まちなか歩行者天国の取組

中心市街地の歩行者通行量が年々減少を続ける状況に、強い危機感が高まり、商店街連合会で構成される「中心部活性化協議会」では、長年温めてきた「歩行者天国」の実現に向け動き出した。この危機感を共有し、まちづくりに関心を持つ様々な団体や市民に呼びかけ、平成18年1月に「まちなか歩行者天国大作戦プロジェクト会議」を立ち上げ、準備会として検討を開始し、3回の会合を重ね、4月に「帯広まちなか歩行者天国実行委員会」を設立し、正式にスタートした。

略称を「オビヒロホコテン」とし、開催初日を6月18日と決め、「動きながら考える」を合言葉に取り組みがはじめられた。

オビヒロホコテンが他の歩行者天国と大きく異なるのは、交通規制により歩行者専用とした道路空間を、単なる歩行利用にとどまらず、様々なイベント会場として活用した点である。加えて、単発のイベントではなく、「毎週日曜日には、まちなかで何か楽しいことをやっている」という状況を、夏場の約3ヶ月にわたって創り出したことである。

昨年は、駅前通り沿いの市内唯一の百貨店「藤丸」前の交差点を中心に、南北200m、東西100mの車道を十字型に、午前9時30分から午後6時まで交通規制し、午前11時から午後4時30分までをイベント開催時間とした。

6月18日から9月10日までの毎週日曜日12回の開催で、約11万人の来場者を街なかに誘導している。

帯広まちなか歩行者天国実行委員会は、「帯広まちなか歩行者天国」の開催という取り組みを通して、街なかにかつての賑わいを取り戻し、中心市街地の活性化を図ることにより、「まちを訪れる人が増え、人と人との交流が盛んになること」、「まちに住む人が増えること」を目的に掲げ、最終的には、「地域コミュニティの再生」につなげることを最大の目標として活動している。

この取組には、商業者とともに、特に若い世代がボランティアとして中心的な活動を果たしているほか、公共性と公益性の観点から警察や道路管理者などの理解のもとに実現したものであり、2年目となる今年も街なかに賑わいを取り戻し、最終的な目標である「地域コミュニティの再生」の実現に向けた取組が、継続して進められているところであり、十勝管内はもとより管外からの来街者の誘導などによって、まちなかの賑わい創出効果が期待される。

帯広市図書館の移転の取組

本市の中心市街地は、当初より都市としての機能を備え、交通機能が集約され帯広駅周辺地区に、地元百貨店、商店街のほか、市役所、国の出先機関、公共公益サービス施設などが集積し、帯広・十勝の中核機関としての使命を担ってきている。

平成 18 年 3 月帯広駅南地区に移転した帯広市図書館は、これまで整備してきた定住交流センター及び生涯学習センターなどの機能に新たな魅力を加えたことで、登録率、市民 1 人当りの利用冊数、貸出冊数、利用人員などを大幅に増やしている。

帯広市図書館の利用状況

区分 年度	登録率 (%)	市民 1 人当りの利用冊数(冊)	市民 1 人当りの蔵書数(冊)	個人貸出冊数(冊)	利用人員(人)
平成 14 年度	7.13	2.73	1.68	391,263	112,158
平成 15 年度	7.61	2.90	1.75	406,233	117,270
平成 16 年度	6.46	2.71	1.81	383,406	110,854
平成 17 年度	12.39	2.04	1.99	280,236	83,117
平成 18 年度	23.19	5.31	2.18	852,480	212,274

平成 17 年度 11 月から 2 月まで閉館の為、利用人員減。

(資料：図書館)

	開館日数(日)	入館者数(人)	登録人数(人)	広域登録数(人)
平成 18 年度	291	510,840	39,498	3,561

また、図書カード登録人数に占める広域連携カード登録者(市外の登録者)は、9%であるが、市内通勤・通学者は、広域連携カード登録者に含まれていないことから、図書館利用者の 1 割を越える人々が、市内にとどまらず広く広域から来館していることが伺える。

このように鉄道・バス交通などが集積する当該地域に公益施設が集積されることは、市内・市外から広く人を集め、市全体への波及効果のほか、広く広域にも波及することが期待される。

本市の中心市街地は、十勝圏唯一の市として帯広圏(帯広市・音更町・幕別町・芽室町/261千人)はもとより、十勝圏全体(帯広市ほか、18町村/358千人)の住民に対し、物販、飲食はもとより、シネコンをはじめとする娯楽、公共サービス、医療などの各種都市的サービスを提供する役割を担っている。

従って、今後とも多様な都市機能を更に集積し、利便性の高い活力ある中心市街地を実現することは、十勝圏全ての自治体における住民福祉の向上にも不可欠であり、市全体への波及効果はもとより、周辺町村・十勝全域の活力向上につながっていくことも期待される。

[2] 都市計画との調和等

1 . 帯広市第五期総合計画（平成 12 年策定）との整合（再掲）

中心市街地については、十勝・帯広の顔として、再開発事業の促進や未利用地の利活用などにより、商業・業務や娯楽・文化、住機能などを誘導し、拠点性やにぎわいを高めるとしている。

しかし、近年、車社会の進展や市街地の拡大、大型店の郊外移転や新規立地などにより、中心市街地の空洞化がすすみ、その活性化が大きな課題になっている。

こうしたことから、商業・業務機能はもとより、教養・文化、娯楽機能などの集積をすすめ、中心市街地のにぎわいを創出するとともに、鉄道をはさむ南北の一体的な土地利用を促進し、魅力ある都市空間を形成する必要があるとしている。

平成 22 年度からスタートする「第六期帯広市総合計画」の策定に向けて、市民参加による検討が平成 19 年度から始まることから、コンパクトで持続可能なまちづくりの実現に向けて、本基本計画との整合を図っていく。

2 . 帯広市都市計画マスタープラン(平成 15 年策定)との整合（再掲）

中心市街地については、将来都市構造で地域特性を高める「3 つのエリア」のうち帯広・十勝の中心として、人、物、情報が集まり、にぎわいを創出すべき「都心エリア」に位置づけられており、市民、事業者や行政の協働のもとに、十勝・帯広の顔にふさわしい都心をつくり上げていくエリアとされている。

[3] その他の事項

大規模集客施設の立地規制を実効性あるものにするためには、近隣市町村との調整が不可欠である。北海道では、平成 18 年 7 月に「コンパクトなまちづくりに向けた基本方針」を施行し、北海道の役割として「大規模集客施設の立地に係る市町村の都市計画の変更の同意を行う際には関係市町村の意見を踏まえて判断」と規定されていることから、1 市 3 町の帯広都市圏内においては、同基本方針に基づく都市計画における広域調整が十分機能するように、北海道と連携を図る必要がある。

また、中心市街地における各種事業等の計画及び実施に当たっては、良好な環境の保全、交通の安全と円滑の確保等に影響がないように配慮する。

12. 認定基準に適合していることの説明

基準	項目	説明
<p>第1号基準 基本方針に適合するものであること</p>	<p>意義及び目標に関する事項</p>	<p>28～40ページ「3. 中心市街地の活性化の目標」に記載</p>
	<p>認定の手續</p>	<p>策定段階では、中心市街地活性化協議会準備会にて意見を徴してきたが、申請に先立ち、法律に基づく帯広市中心市街地活性化協議会を設置し、協議を行っており、平成19年7月30日付けで意見書の提出を受けている。</p>
	<p>中心市街地の位置及び区域に関する基本的な事項</p>	<p>18～27ページ「2. 中心市街地の位置及び区域」に記載。</p>
	<p>4から8までの事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する基本的な事項</p>	<p>74～93ページ「9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項」に記載</p>
	<p>中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する基本的な事項</p>	<p>94～96ページ「10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項」に記載</p>
<p>その他中心市街地の活性化に関する重要な事項</p>	<p>97～99ページ「11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項」に記載</p>	
<p>第2号基準 基本計画の実施が中心市街地の活性化の実現に相当程度寄与するものであると認められること</p>	<p>目標を達成するために必要な4から8までの事業等が記載されていること</p>	<p>41～42ページ「4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項」、43～45ページ「5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項」、46～53ページ「6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項」、54～69ページ「7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業その他の商業の活性化のための事業及びし措置に関する事項」、70～73ページ「8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項」にそれぞれ記載</p>

	<p>基本計画の実施が設定目標の達成に相当程度寄与するものであることが合理的に説明されていること</p>	<p>28～40ページ「3. 中心市街地の活性化の目標」に記載</p>
<p>第3号基準 基本計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること</p>	<p>事業の主体が特定されているか、又は、特定される見込みが高いこと</p>	<p>41～42ページ「4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項」、43～45ページ「5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項」、46～53ページ「6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項」、54～69ページ「7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業その他の商業の活性化のための事業及びし措置に関する事項」、70～73ページ「8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項」にそれぞれ記載</p>
	<p>事業の実施スケジュールが明確であること</p>	<p>41～42ページ「4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項」、43～45ページ「5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項」、46～53ページ「6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項」、54～69ページ「7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業その他の商業の活性化のための事業及びし措置に関する事項」、70～73ページ「8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項」にそれぞれ記載</p>